

西宮市立船坂里山学校の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立船坂里山学校について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 対象施設

西宮市立船坂里山学校

(西宮市山口町船坂2048番地2)

2 指定管理者として指定した団体

団体名 船坂小学校跡施設管理運営委員会

代表者 委員長 梅原 浩之

所在地 西宮市山口町船坂2048番地2

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 西宮市立船坂里山学校の使用の許可及び不許可並びに取消し等に関する業務
- (2) 西宮市立船坂里山学校の使用料の徴収、減免及び返還に関する業務
- (3) 西宮市立船坂里山学校の入館の制限に関する事務
- (4) 西宮市立船坂里山学校における事業の実施に関する業務
 - ・ 農業体験、野外活動、食育体験等の地域資源を生かした催しの実施
 - ・ 地域の歴史、文化及び自然に関する資料の展示
- (5) 西宮市立船坂里山学校の施設及び備品等の維持管理に関する業務
- (6) その他、西宮市立船坂里山学校の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

4 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで